住所　京都市右京区嵯峨五島町40番地９
高左和子　昭和46年11月29日生
住所　千葉県袖ケ浦市神納1138番地２
李昌穂　昭和53年８月28日生
住所　福岡県大野城市緑ケ丘４丁目13番７号
李文枝　昭和20年５月５日生
住所　千葉県市若葉区北大宮台45番６号
李隆仁　昭和46年９月27日生
住所　千葉県柏市小青田257番地１
金恵子　昭和47年３月30日生
住所　千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目６番19号
裵眞侑　平成12年３月２日生
住所　東京都品川区荏原２丁目３番10―203号
裵大輝　平成13年６月28日生
住所　東京都調布市布田４丁目20番地３
劉智恵　昭和52年10月28日生
住所　東京都世田谷区下馬２丁目39番21―401号
徐世奈　平成18年２月11日生
住所　東京都中野区中野５丁目39番地８
徐由奈　平成20年８月27日生
住所　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
何燕敏　昭和39年３月12日生
住所　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
尹宗一　昭和29年５月17日生
住所　東京都立川市上砂町１丁目13番地１
趙厚臣　昭和48年２月23日生
住所　横浜市磯子区汐見台２丁目４番地２
李玉蓮　昭和55年６月22日生
住所　兵庫県宝塚市花屋敷松ガ丘25番14号
趙展翔　平成15年１月12日生
住所　千葉県我孫子市湖北台８丁目14番24号
趙展駿　平成19年１月10日生
住所　千葉県我孫子市湖北台８丁目14番24号
申鉉晶　昭和34年10月15日生
住所　名古屋市中川区十一番町５丁目６番地
黄玲子　昭和50年４月９日生
住所　名古屋市中川区十一番町５丁目６番地
黄麻利子　昭和58年８月27日生
住所　名古屋市北区安井３丁目８番31号
黄弘子　昭和60年５月27日生
住所　名古屋市北区安井３丁目８番31号
康雪　昭和62年10月19日生
住所　横浜市磯子区汐見台２丁目４番地２
韓真未　昭和60年11月９日生
住所　兵庫県宝塚市花屋敷松ガ丘25番14号
裵知津子　昭和49年８月５日生
住所　兵庫県尼崎市次屋４丁目４番16号
朴京美　昭和58年６月２日生
朴裕美　昭和61年３月６日生
住所　兵庫県丹波市春日町牛河内59番地１
崔永子　昭和23年６月７日生
住所　兵庫県淡路市岩屋779番地１
金永文　昭和39年９月３日生
孫一美　昭和43年11月５日生
金優　平成12年８月14日生
金シン　平成15年５月30日生

住所　京都市中京区壬生西土居ノ内町40番地12
金鑽佶　昭和48年７月30日生
住所　京都市伏見区深草勧進橋町50番地31
吳宗勲　昭和32年12月１日生
鄭順子　昭和34年10月28日生
吳有沙　平成３年１月18日生
吳年暲　平成４年７月２日生
住所　福井県丹生郡越前町敦谷寺第13号８番地
劉絵里　昭和57年８月30日生
住所　東京都品川区荏原２丁目３番10―203号
裵京漢　昭和30年７月31日生
裵永礼　平成３年８月12日生
裵秉友　平成５年６月19日生
住所　東京都調布市布田４丁目20番地３
白利崇　昭和50年10月１日生
住所　名古屋市南区六条町４丁目36番地５
金榮勳　昭和23年７月31日生
孫正林　昭和25年１月４日生
金末子　昭和55年６月12日生
金孝鎌　昭和57年５月５日生
金由子　昭和60年６月５日生
住所　名古屋市東区泉１丁目７番15号
曹一世　昭和59年４月23日生
住所　愛知県岡崎市欠町字東通34番地
裵相順　昭和４年９月25日生
裵正夫　昭和23年５月19日生
裵貞子　昭和27年３月２日生
裵明光　昭和28年10月28日生
裵信代　昭和45年３月31日生
住所　名古屋市中川区服部４丁目1106番地１
朴尚道　昭和42年10月13日生
住所　名古屋市中川区荒越町２丁目１番地
李梨愛　昭和51年12月７日生
住所　愛知県豊田市越戸町松葉102番地
全徳和　昭和57年11月16日生
住所　名古屋市中村区竹橋町８番６号
朴泰守　昭和28年４月18日生
司空一美　昭和40年４月３日生
朴理賀　平成３年11月４日生
朴勝登　平成６年８月24日生
朴琢朗　平成10年８月26日生
住所　名古屋市緑区桃山１丁目24番地２
朴豊美　昭和39年５月10日生
全理沙　平成５年６月３日生
全力也　平成７年９月30日生
全龍司　平成９年６月23日生

住所　東京都世田谷区下馬２丁目39番21―401号
陳世志子　昭和37年７月３日生
住所　長野県塩尻市大字広丘郷原1780番地
鄭李衣　昭和61年12月８日生
住所　東京都府中市日新町５丁目39番地８
鄭禮　平成元年８月９日生

○法務省告示第四百九十四号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第１項第１号及び第１項第１号並びに第百九十三条第五項第１号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第１号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第十一号）第二十二条第１項第１号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十１条第五項第１号及び第二十条第１号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十１条第１項第１号及び第四十五条第五項第１号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第１号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十１条第五項第１号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年十月三十１日

法務大臣　平岡　秀夫

登記所指定の効力が生ずる日

平成二十三年十１月七日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三十号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任